

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	四国財務局長
【提出日】	2022年9月30日
【会社名】	穴吹興産株式会社
【英訳名】	ANABUKI KOSAN INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 穴吹 忠嗣
【本店の所在の場所】	香川県高松市鍛冶屋町7番地12
【電話番号】	087(822)3567(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員総務部長 植田 栄正
【最寄りの連絡場所】	香川県高松市鍛冶屋町7番地12(本社)
【電話番号】	087(822)3567(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員総務部長 植田 栄正
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2022年9月28日開催の当社第59期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年9月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金35円

第2号議案 定款一部変更の件

2006年6月に「証券取引法」（昭和23年4月13日法律第25号）の改正が成立し、2007年9月30日から「金融商品取引法」として施行され、当社が事業として行ってきた信託受益権販売業が「第二種金融商品取引業」として規定されているため、現行定款第2条に定める目的について所要の変更を行う。

株主総会及び取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第14条及び第24条に定める株主総会及び取締役会の招集権者及び議長を、それぞれ取締役会においてあらかじめ定めた取締役に変更する。

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、所要の変更を行う。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、穴吹忠嗣、柴田 登、堀井 茂、新宮章弘、大谷佳久、近藤陽介及び松本伸也を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、富岡徹也を選任する。

第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

取締役を退任する富岡徹也に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会に一任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	出席した議決権を行使することができる株主の議決権の数(個) (注)1	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	94,827	84	3	94,977	(注)2	可決(99.84%)
第2号議案	94,788	121	5	94,977	(注)3	可決(99.80%)
第3号議案					(注)4	
穴吹忠嗣	89,557	5,350	7	94,977		可決(94.29%)
柴田 登	93,221	1,686	7	94,977		可決(98.15%)
堀井 茂	91,437	3,470	7	94,977		可決(96.27%)
新宮章弘	93,317	1,590	7	94,977		可決(98.25%)
大谷佳久	93,321	1,586	7	94,977		可決(98.25%)
近藤陽介	93,235	1,672	7	94,977		可決(98.16%)
松本伸也	93,235	1,672	7	94,977		可決(98.16%)
第4号議案					(注)4	
富岡徹也	94,625	286	1	94,975		可決(99.63%)
第5号議案	89,981	4,917	16	94,977	(注)2	可決(94.73%)

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の数は106,641個であります。  
 2. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。  
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。  
 4. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。  
 5. 賛成の割合は、各決議事項における賛成の数を出席した議決権を行使することができる株主の議決権の数で除して算出し、小数点以下第3位を切り捨てて表示しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は、賛成、反対及び棄権の数に加算していません。

以上